

# 大阪市淀川区役所と大阪市立大学健康科学イノベーションセンターと西川株式会社との 子どもの睡眠習慣改善等(ヨドネル)に関する連携協定書

大阪市淀川区役所と大阪市立大学健康科学イノベーションセンター及び西川株式会社は、相互の協力及び連携に関する事項について、以下のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、大阪市淀川区役所（以下「甲」という。）と大阪市立大学健康科学イノベーションセンター（以下「乙」という。）及び西川株式会社（以下「丙」という。）の連携のもと、淀川区における子どもの睡眠習慣をはじめとする生活習慣改善等に向けた取組を進めることを目的とする。

## (連携事項)

第2条 本協定による主な連携事項は次のとおりとする。連携にあたっては、甲乙丙三者の活動に支障をきたさないよう最大限配慮し、各号連携事項を推進するために必要な事項については、甲、乙及び丙の協議の上、別途定めることとする。

- (1) 淀川区の子どもの睡眠習慣などの生活習慣改善に関すること
- (2) 淀川区の子どもの睡眠習慣などの生活習慣改善に向けた周知啓発
- (3) 淀川区の子どもの睡眠の質の向上に向けた周知啓発
- (4) その他三者が必要と認める事項に関すること

## (連絡調整)

第3条 前条各号に定める項目を円滑かつ効果的に進めるために、甲、乙及び丙に連絡調整窓口を設ける。

## (情報取扱)

第4条 この協定に基づいた個人情報及び機密情報の授受は行わない。

## (協定期間)

第5条 本協定期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも協定の終了又は見直し等の申し出がない限り、本協定は1年間更新され、以後も同様の取り扱いとする。

## (内容の変更)

第6条 甲、乙及び丙は、三者協議の上、本協定の内容を変更できるものとする。

## (その他)

第7条 本協定に規定のない事項及び本合意の条項に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、別途定めることとする。

本協定締結の証として、本書を3通作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年 3月19日

甲 大阪市淀川区十三東2丁目3番3号  
大阪市淀川区役所

大阪市淀川区長 山本 正広

乙 大阪市北区大深町3丁目1番 グランフロント大阪北館タワーC 9F  
大阪市立大学健康科学イノベーションセンター

センター所長 岡崎 和伸

丙 大阪府中央区本町1丁目3番15号  
西川株式会社 品質管理部

部長 藤田 貢